

# 倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園 給食調理業務受託者募集要項

## 1 業務概要

### (1) 業務名称

倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業（以下「委託業務」という。）

### (2) 業務の目的

- ① 完全給食の実施によるサービス水準の向上
- ② 質の高い調理水準の確保
- ③ 安定的・継続的な運営体制の確保

### (3) 対象施設

名 称	定 員	所 在 地
茶屋町保育園	230人	倉敷市茶屋町165番地2
豊洲認定こども園	160人	倉敷市西田404番地2

### (4) 委託する主な業務内容

調理業務の包括的な委託。ただし、献立の作成、食材の購入先の決定等を除く。

- ・食材の受入れ（受取り・伝票整理・在庫管理・検収補助）
- ・調理（仕込み・調理・炊飯）
- ・盛り付け
- ・後片付け（食器、調理器具等の洗浄、消毒及び保管）
- ・施設管理（調理室の衛生管理・調理備品等の管理・防火管理）
- ・その他

### (5) 委託期間

令和8年1月1日から令和13年3月31日まで（第1期）

#### ① 委託期間の延長

倉敷市（以下「市」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしている場合には、令和13年4月1日から令和18年3月31日まで（第2期）、委託期間を延長することがある。

ア 建替え、大規模修繕又は園の統廃合など、市の施設運営方針に大きな変更がないこと。

ただし、次のような場合は、委託期間の延長を行わないことがある。

- ・ 災害等により施設が損傷等し、建替えや大規模修繕などの必要が発生した場合
- イ 受託者の運営の状況が優良であること。
- ただし、次のような場合は、委託期間の延長を行わないことがある。
- ・ 毎年度実施する業務内容の確認により、委託業務の全部又は一部の未実施、不適切な手法等（軽微な事項を除く。）が確認された場合
  - ・ 契約書に定めた事項が、履行されていない場合（災害その他特別な事情があると認められる場合を除く。）
- ウ 倉敷市議会において、改めて委託業務にかかる予算が議決されること。
- ただし、次のような場合は、委託期間の延長を行わないことがある。
- ・ 委託業務に係る予算の減額又は予算の全部若しくは一部について執行停止等の措置が議決された場合
- エ 第2期の契約条件について、市と受託者の双方が改めて合意できること。
- 第2期の業務内容及び委託料の額は、第1期の内容と同水準であることを基本とする。
- 具体的な算定に当たっては、第1期の契約書に附属する「収支計画内訳書」を基礎資料とし、総務省統計局発表の消費者物価指数（岡山）、厚生労働省岡山労働局発表の最低賃金など、官公署等が公表した資料を根拠として合理的に行うものとする。

## 2 委託業務の詳細

委託業務の詳細については、「倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

## 3 委託料

金283,493千円以内（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）

委託業務に係る費用は、委託期間（令和8年1月1日～令和13年3月31日）を通して上記の範囲内とする。

具体的な委託料の支払方法については、「倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託契約条件規定書（以下「条件規定書」という。）」に定めるとおりとする。

## 4 応募資格

### (1) 応募要件

委託期間中、質の高い調理水準を確保し、かつ、安定的・継続的な運営体制を確保することができる法人（以下「法人」という。）であって、次の①から③までに掲げる事項の全てを満たすもの。ただし、(2)「応募制限」に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、応募できない。

- ① 令和7年7月1日現在、現に倉敷市内に本社、支社、支店、営業所又は事業所を設置していること。
- ② 国税・岡山県税・倉敷市税を完納していること。
- ③ 次に掲げる施設のいずれかにおいて給食調理業務の受託実績が1年間以上あること。
  - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に定める第1種社会福祉事業又は同条第3項に定める第2種社会福祉事業を運営する施設
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校
  - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める教育・保育施設
  - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院

## (2) 応募制限

(1)「応募要件」に関わらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人は、応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する法人
- ② 税や社会保険料等の滞納がある法人
- ③ 経営状態に問題があると判断される法人（銀行取引停止処分、差押、破産、会社更生、民事再生等が適用される状態にある法人）
- ④ 令和6年9月1日以降に岡山県内において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条又は第61条の規定による処分を受けた法人
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団又は暴力団員が経営等に関与するなど、条件規定書第32条第1項第10号又は第11号に該当する法人

## 5 契約保証人

優先交渉権者は、契約保証人として1法人を選定すること。

### (1) 契約保証人の資格

優先交渉権者と同等の業務履行能力を有する法人

## (2) 契約保証人を選定する期限

令和7年12月31日まで

契約締結までに契約保証人が記名押印した契約保証書を提出すること。

## 6 公募スケジュール

公募のスケジュールは、次のとおりとする。

① 募集要項配布期間	令和7年7月28日～8月12日
② 公募説明会	8月18日
③ 施設見学会	8月19日
④ 公募参加表明書及び質問書提出期限	8月26日
⑤ 質問に対する回答日	9月2日
⑥ 提案書提出期限	9月16日
⑦ 選定委員会	9月下旬～10月上旬（予定）
⑧ 優先交渉権者等の発表	10月中旬（予定）
⑨ 優先交渉権者と業務の詳細について協議	10月下旬（予定）
⑩ 契約締結	11月上～中旬（予定）
⑪ 受託者の運営準備・引継ぎ	契約締結日～12月31日
⑫ 業務開始	令和8年1月1日

## 7 募集要項等の配布

### (1) 配布方法

募集要項等の関係資料については、本要項「13 窓口」において配布する。直接窓口に来所するか、ホームページからダウンロードのこと。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kyuusyokuitaku/>

### (2) 配布資料

- ① 倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務受託者募集要項
- ② 仕様書
- ③ 条件規定書
- ④ 調理室平面図・機器配置図
- ⑤ 貸与備品一覧
- ⑥ 倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園給食調理業務委託事業受託者選定基

準書（兼配点表）

- ⑦ 受託申込書（様式1）
- ⑧ 事業計画書（様式2）
- ⑨ 委託料提案書（様式3）
- ⑩ 収支計算書（様式4）
- ⑪ 法人概要書（様式5）
- ⑫ 公募参加表明書（様式6）
- ⑬ 提出書類目録（様式7）

## 8 公募説明会及び施設見学会

応募方法、委託業務の内容等について、次のとおり公募説明会を開催する。公募説明会への出席は、任意とする。

公募説明会及び施設見学会への出席希望者は、令和7年8月12日（火）までに窓口に連絡のこと。連絡のない場合は、公募説明会及び施設見学会への参加を断る場合がある。

### (1) 公募説明会

- ① 日 時  
令和7年8月18日（月） 14時00分～
- ② 場 所  
倉敷市役所本庁舎 低層棟2階 研修室
- ③ そ の 他  
参加人数は、1法人3名までとする。

### (2) 施設見学会（調理室内の見学・備品等状態の確認など）

- ① 豊洲認定こども園  
令和7年8月19日（火） 16時00分～
- ② 茶屋町保育園  
令和7年8月19日（火） 17時15分～
- ③ そ の 他  
参加人数は、1法人2名までとする。

調理室内へ入室するため、専用の上履き、白衣、帽子、マスク等を持参のこと。

## 9 質問

**(1) 提出期限**

令和7年8月26日（火）17時15分まで

**(2) 提出方法**

本要項「13 窓口」まで電子メールで提出（メールの到達を電話にて確認のこと）。

**(3) 提出資格**

公募参加表明書（様式6）を提出した者

**(4) 回 答**

電子メールにより、全ての参加表明者に通知する。

## **10 提出書類等**

**(1) 公募参加表明書**

**① 提出期限**

令和7年8月26日（火） 17時15分まで

**② 提出書類**

公募参加表明書（様式6）

**③ 提出方法**

本要項「13 窓口」に持参又は郵送のこと。

なお、郵送の場合は、令和7年8月25日（月）の消印有効とし、書留又は簡易書留郵便を利用すること。

**(2) 提案書**

**① 提出期限**

令和7年9月16日（火） 17時15分まで

**② 提出方法**

本要項「13 窓口」へ持参のこと。郵送による提出は認めない。

**③ 注意事項**

登記簿謄本及び納税証明書は、令和7年7月1日以降に発行されたものとし、貸借対照表及び損益計算書は、提出日現在の最新事業年度分とすること。

**④ 提出書類**

ア 受託申込書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

- ウ 委託料提案書（様式 3）
- エ 収支計算書（様式 4）
- オ 法人概要書（様式 5）
- カ 本要項 4 (1)③に係る受託実績を有することを証する書類（契約書の写し等）
- キ 登記簿謄本及び定款
- ク 貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）
- ケ 納税証明書（国税（税目は法人税及び消費税）・岡山県税・倉敷市税）
- コ 委任状（応募する法人の代表者が直接契約業務等に携われない場合。様式は任意）
- サ 提出書類目録（様式 7）

#### ⑤ 提出媒体及び部数

- ア 紙媒体（提案書は、原本を 1 部、コピーを 7 部の合計 8 部を提出すること。）
- イ 電子媒体（提案書のうち、事業計画書（様式 2）、収支計算書（様式 4）及び法人概要書（様式 5）については、電子データ（CD もしくは DVD）1 枚を併せて提出すること。なお、データ形式は、原則として Microsoft Office（Word、Excel、PowerPoint）による編集可能な形式にすること。互換ソフトによる誤読防止のため PDF 形式も提出とし、媒体表面にはタイトルと事業者名を明記のこと。）

## 1 1 選定方法

提出書類の審査及び面接により、選定委員会において選考し、優先交渉権者を決定する。

### (1) 選定委員会

#### ① 委員構成

委員数 7 名程度

委員長 子ども未来部長

委員 保育・幼稚園課長、保育・幼稚園課長代理、栄養士、保育士など

#### ② 委員会日時等

ア 日 時（予定）

令和 7 年 9 月下旬～10 月上旬 13 時 30 分～（日程は後日お知らせします。）

イ 場 所

倉敷市役所 本庁舎内会議室（会場は後日お知らせします。）

ウ その他

参加人数は、1 法人 3 名までとする（実際に茶屋町保育園又は豊洲認定こども園で

勤務を予定する責任者（栄養士）が出席することが望ましい。）。

応募者によるプレゼンテーション、選定委員からの質疑応答等を実施する。

## (2) 選定基準

別紙「倉敷市茶屋町保育園・倉敷市立豊洲認定こども園 給食調理業務委託事業 受託者選定基準書（兼配点表）」のとおり

## (3) 選定結果の公表

選定理由を付して、令和7年10月中旬頃（予定）に、文書で全ての提案者に通知するとともに、ホームページに公開する（選定されなかった法人で、ホームページの公表を希望しない場合は、事前に窓口まで連絡のこと。）。

# 1 2 その他注意事項

## (1) 重複提案等の禁止

一つの法人が複数の提案をすることはできない。

## (2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者及び提案者は、選定委員、関係市職員と本件公募についての不当な接触（公募説明会、質問及び面接、その他正当な手続での接触は可）を禁じる。不当な接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

## (3) 提案に関する費用負担

公募にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

## (4) 提案書の取扱い

### ① 返還及び提案書の内容変更

市が受理した提案書は、理由の如何に関わらず返却しない。また、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提案書の内容変更は認めない。

### ② 著作権

提案書の著作権は、当該提案者に帰属する。ただし、市は、選定結果の公表等に必要な場合には、提案書の内容を使用できるものとする。

### ③ 文書の開示・非開示

市が受理した提案書は、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第7条第3号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる書類は、開示情報として取り扱うものとする。

ア 受託申込書（様式1）

- イ 委託料提案書（様式3）
- ウ 法人概要書（様式5）
- エ 事業計画書抜粋（優先交渉権者のみ提出）

#### (5) 参加辞退

参加表明者が提案辞退する際は、必ず、本要項「13 窓口」に辞退届を提出のこと。

#### (6) 2段階選抜

参加表明者が4法人を超えた場合には、2段階選抜とすることがある。2段階選抜とした場合、日程、選定方法及び提案書式等を変更し、全ての参加表明者に別途通知する。

#### (7) 内訳書の提出

選定結果の公表後、優先交渉権者は、「事業計画書抜粋」及び「委託料内訳書」を市に遅滞なく提出すること。

事業計画書抜粋は、保護者への説明を目的とするものとし、委託料内訳書は、後日、変更契約の必要が生じた場合の基礎資料として使用するためのものである。

### 13 窓口

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局子ども未来部 保育・幼稚園課

担当者：内田、嘉見

TEL：086-426-3367 FAX：086-426-3938

E-mail：[wlfnur-sien@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:wlfnur-sien@city.kurashiki.okayama.jp)